

「宮城産業復興機構」の設立について

平成 23 年 12 月 22 日
中小企業庁

二重債務問題への対応について、このたび、「宮城産業復興機構」が、宮城県、地域金融機関及び中小企業基盤整備機構との共同出資により設立されましたのでお知らせいたします。本機構は「岩手産業復興機構」「茨城県産業復興機構」に引き続き全国で 3 例目の設立となります。

1. 背景

経済産業省は、二重債務問題への対応について、「二重債務問題への対応方針」(6/17 二重債務問題に関する関係閣僚会合決定)などに基づき、「産業復興機構」等を県ごとに設立すべく、これまで被災県、地域金融機関等の関係者と累次にわたり協議を重ねてきました。

12 月 27 日（火）、宮城県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が出資し、宮城県内事業者の早期再生を支援することを目的とする「宮城産業復興機構」（以下「復興機構」という。）が設立されることとなりました。

（※）「産業復興機構」の設立は、「岩手産業復興機構」（11 月 11 日設立）「茨城県産業復興機構」（11 月 30 日設立）に続き、全国で 3 例目となります。

2. 宮城産業復興機構について（詳細は別紙をご参照ください）

「復興機構」は、東日本大震災により被災した宮城県内の事業者に対する債権の買取等の支援を行うこととしています。

「復興機構」の出資総額は中小機構が 8 割、県内金融機関及び県が 2 割を出資するものとし、設立時の出資約束金額総額は約 100 億円となります。「復興機構」の運営はルネッサンスキャピタルグループの東北みらいキャピタル株式会社が行います。

<別紙>

【宮城産業復興機構の概要】

組合名	宮城産業復興機構投資事業有限責任組合 (通称：宮城産業復興機構)
出資約束金額総額	設立時 100.1 億円
無限責任組合員	東北みらいキャピタル株式会社 (※1) 0.1 億円
有限責任組合員	(独)中小企業基盤整備機構 80 億円 宮城県 5 億円 県内金融機関合計 15 億円 (出資金融機関：七十七銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、仙南信用金庫、宮城第一信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻商工信用組合、古川信用組合、仙北信用組合)
設立	平成 23 年 12 月 27 日
存続期間	12 年 (組合員の同意により 3 年延長可能)
投資期間	2 年 (組合員の同意により 1 年延長可能)

(※1) 東北みらいキャピタル株式会社

本社所在地：東京都千代田区
代表取締役：吉田 泰治
設立日：平成 23 年 10 月 17 日
資本金：20 百万円
事業内容：投資事業有限責任組合の運営

(※2) 「復興機構」の支援対象は、被災の影響により経営に支障が生じており、収益力に比して過大な債務を負っているものの、「復興機構」が既往債権の買取等を行うことにより、関係金融機関の新規融資が見込まれることとなり、「宮城県産業復興相談センター」において再生可能性があると判断された宮城県内の事業者となります。

(※3) 「宮城県産業復興相談センター」については、11月14日に公表

(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2011/111114Miyagifukkou.htm>)